

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

## 証 拠 説 明 書

(控訴審第32準備書面関係 - 甲478 - 480号証)

平成29年6月5日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

\*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲478	大飯発電所基準地震動の策定における問題点 - 地盤の速度構造(地盤モデル)について	2017.4.17	元京都大学防災研究所助教・赤松純平	①本件原発の基準地震動策定の基礎となる地盤モデルは、不利な調査結果の無視をはじめとする非科学的な所作により、基準地震動が過小になるよう構築されていて、きわめて信頼性の低いものであること ②震源特性や伝播特性についても地域性を踏まえたとする論拠も提示されていないこと 等	同論文中の丙28とは本訴訟における乙49に対応する。また準備書面(3)とは別件訴訟における準備書面である。
甲479	1985年若狭湾沿岸で発生した地震(敦賀で震度4の弱震)による大飯原子力発電所1号機の自動停止について	2015.12.1	同上	大飯原発1号機につき、M5.1程度の地震にもかかわらず自動停止に至り、制御システムの脆弱性が明らかになったこと	
甲480	報告書((本件原発敷地及び敷地周辺の地下地質構 調査は深刻な欠落	2017.6.5	一審原告ら訴訟代	①一審被告による地下地質構調査は、その範囲におい	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
	を含むこと)		理人弁護 士 島 田 広、同笠 原一浩	ても精度においても、現代 の地質学及び地震学のレベ ルからはるかに立ち遅れた きわめて深刻な欠落を含む ものであり、同調査によっ ては基準地震動策定にとっ て一番重要な震源域付近の 地下地質構造が把握できて いないこと ②かかるきわめて不十分な 調査を見逃した安全審査に は明らかに欠陥があること	